

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

(秘 書 課)

一

告 示

岐阜県表彰規程の一部改正

(秘 書 課)

一

号 外 (一) 令 和 七 年 七 月 十 四 日

規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則(昭和四十三年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「五人」を「四人」に改め、同条第三項中「河合孝憲副知事」を「知事」に改め、同条第四項中「大森康宏副知事及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百三十四号

岐阜県表彰規程(平成十一年岐阜県告示第七百三十九号)の一部を次のように改正する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

令 和 七 年 七 月 十 四 日

令和七年七月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

第八条第二項中「副委員長」を削り、同条第三項中「河合孝憲副知事と、副委員長は大森康宏副知事」を「知事」に改める。

附 則

この規程は、令和七年七月十四日から施行する。

令和七年七月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社